第百四十八条　国立研究開発法人のうち、この政令の施行後新通則法第三十五条の六第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われていないものに係るこの政令の施行後最初に行われる同項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知の日（次項において「通知日」という。）までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(2)の規定の適用については、同号イ(2)中「同法第三十五条の六第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧通則法」という。）第三十二条第一項の規定に基づく評価の結果」と、「並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果、同項の規定に基づく同項第三号に規定する中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同条第二項の規定に基づく評価の結果」とあるのは「及び旧通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

2　国立研究開発法人のうち、この政令の施行後新通則法第三十五条の六第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われ、かつ、この政令の施行後同項の規定に基づく同項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知、同項の規定に基づく同項第三号に規定する中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知及び同条第二項の規定に基づく評価の結果の通知が行われていないものに係る通知日からこの政令の施行後最初に行われる同条第一項の規定に基づく同項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日、同項の規定に基づく同項第三号に規定する中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日又は同条第二項の規定に基づく評価の結果の通知の日のいずれか早い日までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(2)の規定の適用については、同号イ(2)中「並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果、同項の規定に基づく同項第三号に規定する中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同条第二項の規定に基づく評価の結果」とあるのは、「及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

第百四十九条　行政執行法人のうち、この政令の施行後新通則法第三十五条の十一第一項の規定に基づく評価の結果の通知が行われていないものに係るこの政令の施行後最初に行われる同項の規定に基づく評価の結果の通知の日（次項において「通知日」という。）までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(3)の規定の適用については、同号イ(3)中「同法第三十五条の十一第一項の規定に基づく評価の結果」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧通則法」という。）第三十二条第一項の規定に基づく評価の結果」と、「同条第二項の規定に基づく評価の結果」とあるのは「旧通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

2　行政執行法人のうち、この政令の施行後新通則法第三十五条の十一第一項の規定に基づく評価の結果の通知が行われ、かつ、この政令の施行後同条第二項の規定に基づく評価の結果の通知が行われていないものに係る通知日からこの政令の施行後最初に行われる同項の規定に基づく評価の結果の通知の日までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(3)の規定の適用については、同号イ(3)中「同法第二項の規定に基づく評価の結果」とあるのは、「独立行政法人通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

第百五十条　整備法第九十三条による改正後の国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号。以下この条において「新国立大学法人法」という。）第二条第五項に規定する国立大学法人等（次項において「新国立大学法人等」という。）のうち、この政令の施行後新国立大学法人法第三十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われていないものに係るこの政令の施行後最初に行われる同項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知の日（次項において「通知日」という。）までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(4)の規定の適用については、同号イ(4)中「同法第三十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第九十三条による改正前の国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧準用通則法」という。）第三十二条第一項の規定に基づく評価の結果」と、「並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは「及び旧準用通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

2　新国立大学法人等のうち、この政令の施行後新国立大学法人法第三十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われ、かつ、この政令の施行後同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われていないものに係る通知日からこの政令の施行後最初に行われる同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日又は同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日のいずれか早い日までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(4)の規定の適用については、同号イ(4)中「並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは、「及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第九十三条による改正前の国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧準用通則法」という。）第三十二条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

第百五十一条　この政令の施行後最初に行われる整備法第五十六条による改正後の総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号。次項において「新総合法律支援法」という。）第四十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知の日（次項において「通知日」という。）までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(5)の規定の適用については、同号イ(5)中「同法第四十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第五十六条による改正前の総合法律支援法第四十八条において準用する独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧準用通則法」という。）第三十二条第一項の規定に基づく評価の結果」と、「並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは「及び旧準用通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。